

世界で急増するFTAと日本の対応

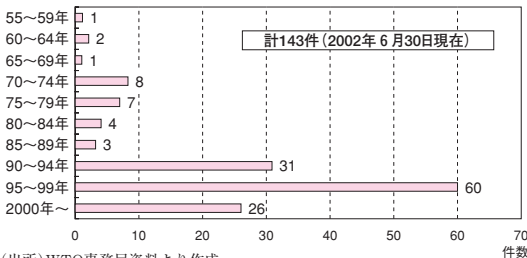
ジェトロ経済情報部 梶田 朗

〈急増する世界のFTA〉

1990年代以降、二国間あるいは複数国間で輸入関税やその他の貿易や投資に関する障壁を相互に撤廃する自由貿易協定（FTA）が急増している。関税及び貿易に関する一般協定（GATT）と、それを引き継ぐ形で1995年に設立された世界貿易機関（WTO）に報告され、現在も有効なFTAの件数は、欧州経済共同体（EEC）設立を目的とした1958年のローマ条約を第1号として、2002年6月30日時点、世界で143件に達している。

FTAの発効件数の推移を年代別に見ると、90年代から増えはじめ、とくに90年代後半からは増加ペースが加速していることがわかる（図表1）。米国・カナダ・メキシコの3か国による北米自由貿易協定（NAFTA）、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国によるASEAN自由貿易地域（AFTA）、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイによる南米南部共同市場（メルコスール）など、各大陸・地域の代表的なFTAは、いずれも1992～95年にかけて発効した。

図表1 世界のFTA件数の推移



(出所) WTO事務局資料より作成。

2000年以降も、FTAの空白地帯であった日本、韓国、中国、台湾の東アジア地域で締結の動きが始まり、欧州連合（EU）とメキシコとの間で大

陸を越えた地域横断的なFTAも結ばれるようになってくるなど、FTA締結の動きは世界でますます活発化している。

〈通商政策を転換した日本〉

日本は1955年にGATTに加盟して以来、GATT/WTOによる多国間の貿易体制の下で通商政策を進めてきた。そして、二国間や複数国間のFTAには否定的な立場であった。多くのモノを輸入に頼る日本にとって、できるだけ多くの国と通商関係を築く必要があったからである。しかし、世界経済がグローバル化し、NAFTAやAFTAなどが創設され、EUも中東欧諸国などと積極的にFTAを結ぶなか、日本の通商政策もWTO一辺倒から二国間・複数国間のFTAも視野に入れた取り組みへと変化を迫られるようになった。とくに、EU＝メキシコのFTAが2000年に発効したことで、メキシコで製品を加工する際に、EUからの部品や資材の輸入は関税がかからなくなったのに対して、日本からのそれは平均16%の関税が課されることから、日本企業がEU企業に比べて相対的に不利益を被ることが明らかとなり、メキシコとのFTAの締結が必要不可欠となった。

日本の通商政策の転換要因は以下のように整理できる。①世界のFTA急増で、WTOによる多国間の通商交渉だけではFTAを結んでいない日本が経済的に孤立する懸念が生じた、②NAFTA、EUなどの経験から、FTAによる関税撤廃で貿易量が飛躍的に伸びる効果が証明された、③NAFTAに加盟したメキシコの経験から、FTAに国内の構造改革を促進し、その成果を拘束する効果が認められた、④GATTウルグアイ・ラウンド交渉の長期

化やWTO新ラウンドの立ち上げの遅れにより、FTAがWTOでの交渉に比べて短時間で幅広く自由化を達成できる手段となることが認識された、⑥EU=メキシコFTAなど第三国・地域が締結したFTAにより、日本が具体的に不利益を被るケースが出てきた、などである。

〈シンガポールと初のFTAの締結〉

2002年1月に、日本は初のFTAをシンガポールとの間で結んだ。名称は、日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）とされ、11月30日に正式に発効した。JSEPAはこれまでのFTAが貿易・投資の「自由化・円滑化」を内容としているのに比べて、二国間の包括的な「経済連携強化」も盛り込んだことで意欲的である。具体的には、「自由化」では、関税、サービス貿易、直接投資、政府調達、「円滑化」では、税関手続、貿易文書の電子化、工業規格などの相互承認、ビザなどの人の移動、知的財産権、独占禁止法などの競争政策を含んでいる。また、新たな分野である「経済連携強化」については、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材育成、貿易投資促進、中小企業支援、放送協力、観光協力が盛り込まれた。

〈FTAによる経済効果〉

JSEPAでは、シンガポールのビール輸入関税が完全撤廃された。これに基づき日本のあるビール会社は、これまで中国の工場からシンガポールに輸出していたビールを、日本からの輸出に切り替えることになった。これは、単に日本からの輸出増加という効果だけではなく、日本国内の工場設備の稼働率向上や雇用維持にもつながる。

また、世界全体の輸出は2000年に12%伸びたが、NAFTA、AFTA、メルコスールによる対域外輸出の伸びは、各々14%、19%、14%といずれも世界全体の伸びを上回り、さらに、対域内輸出では、NAFTAが18%、AFTAが28%、メルコスールが17%と、各々の対域外輸出を上回る伸びを示してい

る。こうした事実から、今後、日本が結ぶFTAでも同様の貿易拡大効果が期待される。

〈日本のFTA締結の課題〉

FTAを結ぶ際には、WTOのルールによって「実質上のすべての貿易の関税撤廃」という要件を満たす必要がある。「実質上の」という言葉には明確な定義はないが、「貿易量が90%以上」と一般的にはいわれている。そして、日本がFTAを結ぶ際にこの基準を満たそうとすれば、国内産業保護の名目で関税を課している一部の農林水産品や鉱工業品の関税撤廃が必要となる場合が生じる。

現在、日本はシンガポールとのFTAに続いて、メキシコ、ASEAN諸国、韓国などとのFTA締結を検討している（図表2）。これらの国の中には日本の農林水産品輸入のシェアが高い国もある。しかし、WTOルールではすべての品目の関税撤廃が必要なわけではなく、例外品目を設けることもできる。また、関税撤廃もFTA締結後10年間で段階的に実施すればよいことになっている。

図表2 日本のFTA締結状況

段階	相手国
締結済(2002.11.30発効)	シンガポール
交渉開始	メキシコ
政府で検討中	ASEAN、韓国、タイ、フィリピン、ASEAN プラス3（日本、中国、韓国）
民間で検討中	チリ、台湾
相手国より提案	ブラジル、オーストラリア
相手国より関心表明	カナダ、ニュージーランド、南アフリカ共和国、EFTA、イスラエルなど

（出所）経済産業省資料より作成。

世界ではEUが25か国に拡大予定で、北米と中南米の34か国が大同団結する米州自由貿易圏（FTAA）の交渉が進められており、お隣の中国もASEAN諸国とのFTAを交渉している。日本は、これらの動きに乗り遅れることなく、長期的に経済の活力を維持していくためにも、上述のWTOルールによる要件を柔軟に使いながら、積極的にFTAの締結を進めていくことが求められている。